

# TEPCO

## プレミアム

---

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社



## 料金その他の供給条件の内容

### プレミアム

#### 1 対象となるお客さま

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

#### 2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この契約種別の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

#### 3 プレミアムS

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアまたは中部エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象

となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

## (2) 契 約 電 流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### (イ) 関 東 エ リ ア

契約電流10アンペア	295円24銭
契約電流15アンペア	442円86銭
契約電流20アンペア	590円48銭
契約電流30アンペア	885円72銭
契約電流40アンペア	1,180円96銭
契約電流50アンペア	1,476円20銭
契約電流60アンペア	1,771円44銭

(ロ) 中部エリア

契約電流10アンペア	280円50銭
契約電流15アンペア	420円75銭
契約電流20アンペア	561円00銭
契約電流30アンペア	841円50銭
契約電流40アンペア	1,122円00銭
契約電流50アンペア	1,402円50銭
契約電流60アンペア	1,683円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 関東エリア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	13,927円63銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	39円70銭

(ロ) 中部エリア

定額料金	1 契約につき最初の400キロワット時まで	14, 264円99銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円54銭

#### 4 プレミアム L

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアまたは中部エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限りです。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

##### (2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

##### (3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (イ) 関東エリア

契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭
-------------------	---------

(ロ) 中部エリア

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円50銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 関東エリア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	13,927円63銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	39円70銭

(ロ) 中部エリア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	14,264円99銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円54銭

## 5 プレミアムプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリア、中部エリアまたは関西エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまに適用いたします。

(2) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

- イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
- ロ 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- ハ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月



までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

### (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (イ) 関 東 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	492円84銭
---------------	---------

##### (ロ) 中 部 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	476円30銭
---------------	---------

##### (ハ) 関 西 エ リ ア

契約電力1キロワットにつき	342円10銭
---------------	---------

#### ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### (イ) 関 東 エ リ ア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	13,927円63銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	39円70銭

(ロ) 中部エリア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	14,264円99銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円54銭

(ハ) 関西エリア

定額料金	1契約につき最初の400キロワット時まで	14,271円97銭
従量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円61銭

## 6 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日または2年目の日までとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日または2年目の日までとし、お客さまの申出によって定めます。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も、契約期間満了の日を料金適用開始の日以降1年目の日とするときは1年ごとに、契約期間満了の日を料金適用開始の日以降2年目の日とするときは2年ごとに、同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお

客さまにお知らせいたします。

- (4) お客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

## 7 期中解約金

- (1) お客様が契約期間満了に先立って需給契約を廃止しようとする場合または需給約款33（解約等）により当社が需給契約を解約する場合には、当社は、(2)に定める期中解約金を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合または契約期間満了の日の前々月の応当日（契約期間満了の日に対応する日をいいます。）以降にお客様が需給契約を廃止される場合もしくは当社が需給契約を解約する場合等は、この限りではありません。
- (2) 期中解約金は、次のとおりといたします。

イ 契約期間満了の日を料金適用開始の日以降1年目の日とする場合

1 契約につき	3,000円00銭
---------	-----------

ロ 契約期間満了の日を料金適用開始の日以降2年目の日とする場合

1 契約につき	5,000円00銭
---------	-----------

- (3) 期中解約金は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

## 8 その他

- (1) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (2) 当社は、需給約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料

金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式) によるものといたします。

- (3) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この料金表は、令和5年7月1日から実施いたします。

### 2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、需給約款20（料金の算定）および21（日割計算）ならびに8（その他）(2)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表 (料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式)

- 1 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{定額料金適用電力量} = 400 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、需給約款別表4（日割計算の基本算式）

(1)イにより算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

- 2 需給約款20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- 3 1によって算定された定額料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。